

一般財団法人くまもと SDGs 推進財団
寄付金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人くまもと SDGs 推進財団（以下「当財団」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般寄付金 個人又は団体から使途の特定がなされないで受領する寄付金
- (2) 特定寄付金 財団が使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより広く一般社会から受領する寄付金
- (3) 特別寄付金 前各号のほか、個人又は団体から使途の特定がなされて受領する寄付金

2 この規程における寄付金には、金銭のほか、知的財産又は不動産等金銭以外の財産権を含むものとする。

(受入基準)

第3条 当財団は、寄付金が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄付金を受け入れないものとする。

- (1) 寄付金の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が付与されているとき
 - ア 寄付者に寄付の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること
 - イ 寄付後に寄付者が寄付の全部又は一部を取り消すことができること
 - ウ その他代表理事が当財団の運営上支障があると認める条件
- (2) 寄付金を受け入れることにより、当財団の業務、財務又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄付金が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないと判断される時
- (3) 国、地方公共団体、公益法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を受けるとき
- (4) 寄付者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる時
- (5) 寄付金の受け入れに起因して、当財団が著しく資金負担が生ずるとき
- (6) 寄付先選定のための審査が行われる前に、寄付者又は寄付事業の設置提案者により特定の寄付先が決められている、あるいは特定の者だけが寄付先となるような募集条件が付されているとき
- (7) 前6号に掲げる場合のほか、当財団の業務の遂行上支障があると認められるもの及び当財団が受け入れるには社会通念上不相当と認められるとき

(一般寄付金の募集)

第4条 当財団は常時一般寄付金を募ることができる。

- 2 一般寄付金は、寄付金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用しなければならない。なお、残余の額のうち、適正な範囲内の額を管理業務に関する会計（法人会計）に充当することができる。

(特定寄付金の募集)

第5条 特定寄付金を募集するときは、その目的、総額、期間、理由、募金の対象者及び用途その他必要な事項を説明した書面（以下「寄付金募集要項」という）を代表理事に提出し、承認を求めなければならない。

- 2 特定寄付金は、適正な募集経費を控除した残額の総額を、定款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

(寄付金募集要項の交付等)

第6条 前条に規定する寄付金募集要項は、募金の対象者に事前に交付しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、ホームページにおける寄付金募集要項の公開をもって、募金の対象者及び賛同して寄付した者への交付に代えることができる。

(受領書等の送付)

第7条 一般寄付金又は特定寄付金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、当財団の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募金に係る結果の報告)

第8条 当財団は、特定寄付金の募集期間終了後速やかに寄付金総額、用途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開をもって、これに代えることができる。

- 2 当財団は、特定寄付金の支出が完了したときは、当該寄付金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄付者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開をもって、これに代えることができる。

(特別寄付金)

第9条 当財団は個人又は団体より特別寄付金を受領することができる。

- 2 前項の寄付金について、寄付者から資金用途及び寄付金の管理運用方法に

ついて条件が付されているときは、その受領につき代表理事の承認を求めなければならない。

(情報公開)

第10条 当財団が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き、閲覧及びホームページ上の公開等の措置を講じるものとする。

2 当財団は、前項の情報公開に加えて、事業毎に次の各号に掲げる事項について、事務所への備置き、及び閲覧及びホームページ上の公開等の措置を講じるものとする。

- (1) 寄付者の名称（ただし、公表に同意した者のみ）
- (2) 審査委員の人数
- (3) 審査委員の職名
- (4) 寄付金の交付先の名称
- (5) 寄付金の交付先毎の交付金額
- (6) 交付対象事業の事業概要

(個人情報保護)

第11条 寄付者に関する個人情報については、細心の注意を払って情報管理に努めるものとする。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

1 この規程は、2020年3月9日から施行する。